西東京市災害廃棄物処理計画

(暫定版)

※記載されている文章、数値等は見直しする場合があります。

令和4年3月西東京市

目 次

第1章 約	窓則	1
第1節	計画策定の背景・目的	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の対象	3
第4節	災害廃棄物処理の目標期間	3
第5節	災害廃棄物処理の基本方針	4
第2章 第	《害廃棄物対策体制	5
第2節	組織体制・指揮命令系統	8
第3節	情報収集・連絡体制	10
第4節	業務内容と役割分担	10
第5節	協力・支援(受援)体制	10
第3章 計	十画条件	11
第1節	被害想定	l 1
	災害廃棄物の種類	
第3節	災害廃棄物量の推計	16
	災害廃棄物の処理可能量	
	页置場の開設	
第1節	仮置場の役割	23
	仮置場の選定	
	仮置場の必要面積	
	仮置場の管理・運営	
	環境対策、モニタリング、火災対策	
	《害廃棄物処理計画	
	災害廃棄物の処理の流れ	
	災害廃棄物の処理・処分方法	
	処理施設対策	
	排出ルール	
	収集運搬体制	
	資機材(必要な施設や設備等の備え)	
	ン尿処理計画	
	し尿量の推計	
	し尿の収集運搬体制	
	し尿の処理・処分方法	
	仮設トイレ	
	尾効性の確保	
第1節	計画の見直し	50

第2節	災害廃棄物処理事業の進捗管理	50
第3節	教育・訓練	50
第4節	住民への啓発・広報	51
第5節	災害廃棄物処理事業費補助業務	53

第1章 総則

第1節 計画策定の背景・目的

1 背景

我が国では、東日本大震災、関東・東北豪雨、熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨、令和元年東日本台風等想定を超えた自然災害が各地で発生している。これらの大規模災害で発生する 多種多様な災害廃棄物の処理が、復旧・復興の大きな課題となっている。

東日本大震災では本市においても全域で震度5弱を観測し、公共施設の一部や住宅等に多少の被害が発生し、風水害については、1958年9月の狩野川台風狩野川台風による新川及び石神井川流域、1965年9月の台風17号による石神井川流域で家屋への浸水が発生した。

環境省では、全国各地で発生した災害廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する自然災害への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物(避難所ごみ等を含む)を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、基本的事項を整理した「災害廃棄物対策指針」(改訂版)を平成30年3月に示した。本指針は、地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的としている。

また、東京都では、「東京都災害廃棄物処理計画」を平成30年3月に策定し、都における災害廃棄物対策に係る計画を明らかにした。都の計画についても都内区市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しの一助として利用することを目的としている。

本市の地域防災計画においては、将来、東京湾北部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震が震度6弱、多摩直下地震では震度6強の地震が想定され、これにより人的被害、建物被害、ライフライン被害ともに甚大になることに加えて最大28万tの震災廃棄物の発生が想定されている。

また、西東京市ハザードマップに基づく水害廃棄物想定計算においても石神井川及び白子川 流域の浸水被害により最大6万tの水害廃棄物の発生が想定されている。

こうしたことから、本市における自然災害の発生に備え災害廃棄物処理対策を定めた計画の 策定が求められている。

2 目的

災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するとともに、住民生活の衛生確保や環境保全、地域の早 急な復興に向け、強固な災害廃棄物処理体制を構築することを目的に「西東京市災害廃棄物処 理計画」(以下、「本計画」という)を策定するものである。

第2節 計画の位置づけ

本計画は「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月改定)に基づき、「東京都災害廃棄物処理計画」(平成29年6月)や「西東京市地域防災計画」(平成31年度修正)等の関連計画との整合を図り、本市の災害廃棄物対策について基本的な考え方を示すものである。本計画の位置付けを図1-1に示す。

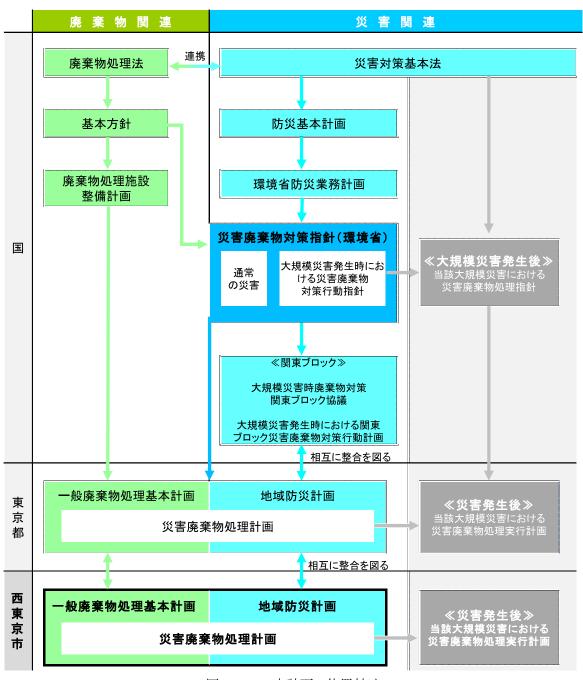


図 1-1 本計画の位置付け

第3節 計画の対象

1 対象地域

本計画の対象地域は本市全域である。

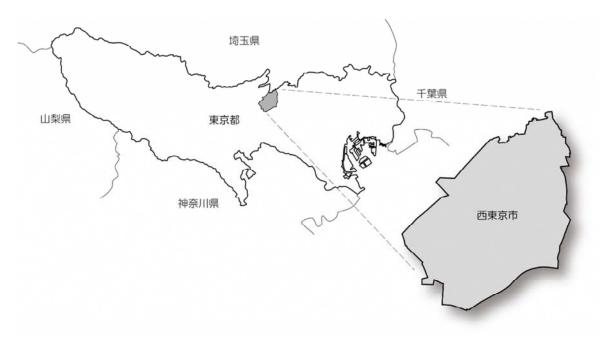


図 1-2 対象地域図

2 対象災害

本計画において対象とする災害は、震災及び風水害とする。

第4節 災害廃棄物処理の目標期間

1 本計画の計画期間

本計画については計画期間を定めず、市防災計画、一般廃棄物処理基本計画の改定のほか、 国が行う法整備や指針の改定、東京都災害廃棄物処理計画の見直し、災害廃棄物処理に係る新 たな課題や経験・知見を踏まえ、計画の実行性を高めるため必要に応じ見直しを行う。

2 災害廃棄物処理の目標期間

災害廃棄物の処理期間については、過去の災害事例を踏まえ、最も被害が甚大で、災害廃棄物発生量が最大(3,100万t)となった「東日本大震災」(平成23年3月発生)の災害廃棄物処理に要した処理期間である3年間を目標期間として定める。

第5節 災害廃棄物処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針を次のとおり定める。

方針1:衛生的かつ迅速な処理

災害廃棄物の処理は生活環境の保全、復旧・復興の促進を図るため、災害廃棄物処理の目標期間として定めた3年を最長とし、可能な限り短期間での処理を目指すものとする。

迅速な処理を行うことで、災害廃棄物、生活ごみやし尿の腐敗・悪臭を防止するとともに、 市民の健康、安全の確保、防疫の徹底を図る。

方針2:環境に配慮した処理

災害時においても、十分に環境に配慮し災害廃棄物の処理を行う。特に建築物解体の際の アスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、有害物質の流出に万全を期して対応する。

方針3:計画的な処理

自区域処理(柳泉園組合圏内)を原則に仮置場の適正配置や処理施設の適正稼働により災害廃棄物を効率的に処理する。自区域処理が困難な場合には国、都、他市町村および民間事業者等による支援協力等により対応する。

方針4:安全作業の確保

災害時の廃棄物処理業務は、危険物の混入、有害物質の流出など、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保に配慮し対応する。

方針5:資源化の推進

災害廃棄物を復興資材等に活用し、資源化を行うことは、処理・処分量の軽減が可能となり、効率的な処理に際しても有効であることから、災害廃棄物の排出、仮置き段階から分別を徹底し、資源化を推進する。

第2章 災害廃棄物対策体制

1 処理主体の役割

2 本市の役割

- ○本市は災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、平時より処理体制の整備、廃棄物処理 施設の強靭化、支援協定の締結、都、関係機関等との情報交換、職員の教育や訓練等を推 進する。
- ○平時から災害時の生活ごみ・片付けごみの分別や排出などの広報啓発に努める。
- ○自区域処理が困難な場合には、都、区市町村、国などの支援・連携により広域処理体制を 構築する。また、都に対し事務の全部又は一部の委託について検討する。
- ○発災時には、他自治体と資機材・人材の提供、処理の受け入れ等について相互に協力する。

3 都の役割

- ○処理主体である本市が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応 状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。
- ○災害により甚大な被害を受けて本市の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などにおいては、本市と協議調整し、必要に応じて地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、被災区市町村に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担う。

【都の技術的支援、各種調整事項例】

- ・情報提供(これまでの災害廃棄物対策の経験等)
- · 実行計画策定支援
- 業界団体窓口
- ・都外からの受援窓口
- ·職員派遣
- ・都外への広域処理の調整
- 受援と支援のマッチング
- ・各主体の役割分担に関する助言
- ・各主体間の連携に関する助言
- ・国への支援要請
- ・その他助言

4 国の役割

- ○大規模災害を想定し、都又は本市に基本的な方針を示すとともに、都道府県間における連 絡調整や災害廃棄物対策の支援を行う。
- ○研究機関、学会、専門機関、自治体、廃棄物処理業者関係団体、建設業関係団体、輸送等関係団体で構成される災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)を整備し、災害時に専門家チームの派遣を行う。

- ○大規模災害時における特例措置の検討や、財政措置等の事務手続きの簡素化、速やかに補助金の交付等を行う。
- ○本市及び都による災害廃棄物の処理が困難な場合、災害対策基本法に基づく代行処理を行う。

表 2-1 D. Waste-Net の機能・役割

段	階	内 容
平時		・自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援 ・災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承 ・メンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上 等
災害発生時	初動・応急	・専門家・技術者の派遣による、処理体制の構築、片付けごみ等の排出・分別方法の周知、仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援 ・一般廃棄物関係団体の被災自治体へのごみ収集車や作業員の派遣等による、収集運搬、処理に関する現地支援等
光生時	復旧・復興	・専門家・技術者による、被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援 ・廃棄物処理業者関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等による、災害廃棄物処理の管理・運営体制、広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整等に係る支援等

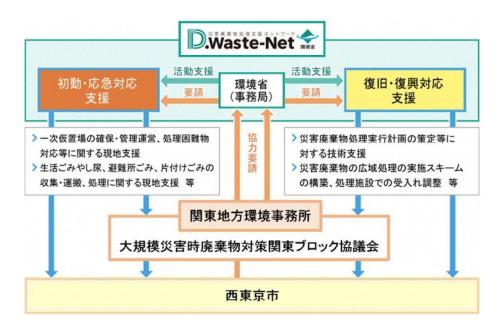


図 2-1 本計画の位置付け

5 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の役割

- ○環境省関東地方事務所、都県、市町村、各種民間団体・協会(以下、左記をまとめて「各主体」という)が実施又は検討している災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- ○大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画行動計画(以下、「関東ブロック行動計画」という)の検討、策定及び各主体に向けた周知
- ○行動計画に基づく、大規模災害発生時の連携協力体制の構築
- ○関東ブロック(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山 梨県及び静岡県)以外で実施又は検討されている災害時の廃棄物対策に関する情報の共有

6 事業者の役割

- ○災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等は、原則として事業者責任で処理する。
- ○災害廃棄物の処理に関係する事業者は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に協力する。
- ○災害時の協力協定を締結している民間団体は本市の要請に応じて、速やかに支援協力する。
- ○大量の災害廃棄物、または、有害物質等を含む廃棄物その他適正処理が困難な廃棄物を排 出する可能性のある事業者は、これらの災害廃棄物を、主体的に処理するよう努める。

7 市民の役割

- ○本市が行う災害時における廃棄物の処理に関して、分別や搬出方法等の知識・意識の向上 に努める。
- ○災害廃棄物の排出時における分別の徹底等を行い、適正かつ円滑・迅速な処理に積極的に 協力する。

第2節 組織体制 指揮命令系統

本市は、市域で震度5弱以上の地震が発生したとき、あるいはその恐れがあるとき、市長が 必要と認めたときにおいて、災害対策本部を設置し、組織的に迅速に災害対策を推進する。

災害対策本部は、災害対策本部長室(以下「本部長室」という。)、チーム、部及び班で構成する。そのうち、廃棄物処理及び下水道処理については、まち対策チームの廃棄物処理班及び下水道班の担当になる。

本市の災害対策本部の概要、組織体系及びまち対策チームの事務分掌を次に示す。

表 2-2 災害対策本部の概要

本部長室	内 容
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
	企画部、総務部、議会事務局、市民部、健康福祉部、子育
本部員	て支援部、生活文化スポーツ部、教育部、みどり環境部、
	都市整備部
チーム長	総務部長、市民部長、都市整備部長
部長	各部長
班長	各課長
班員	各課所属の職員
危機管理室長	危機管理室

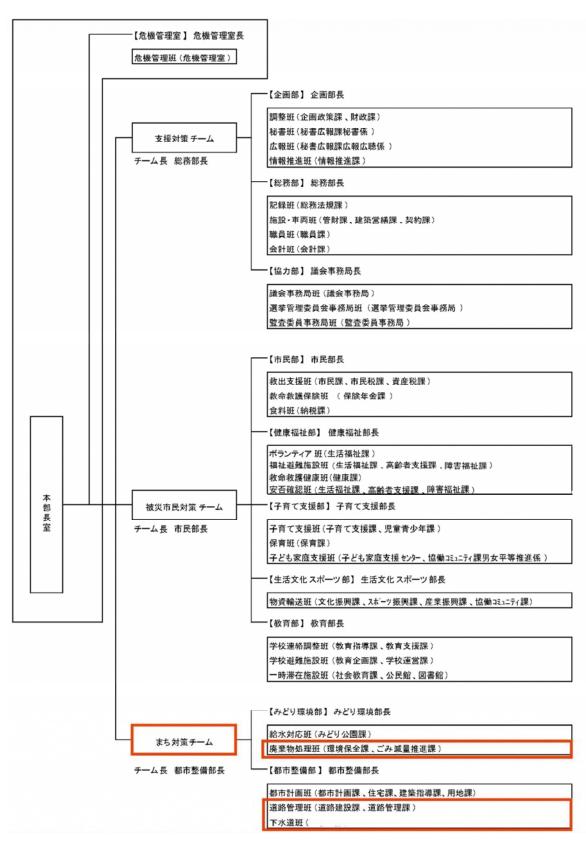


図 2-2 災害対策本部の組織体系

表 2-3 まち対策チームの事務分掌

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
	みどり環境部	給水対応班 【班長】 みどり公園課長	1 飲料水の確保及び応急給水活動の銃制に関すること。 2 給水地域の被害状況調査 3 西東京市水友会との連絡に関すること。 4 飲料水に係る近隣区市町村への応援要請に関すること。 5 給水管理事務所との連絡調整に関すること。 6 他の部班へ応援に関すること。	みどり公園課
まち対策	【みどり環境部	廃棄物処理班 【班長】 ごみ減量推進課長	1 災害廃棄物処理に係る調整に関すること。 2 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 3 ごみ、がれき、し尿等の収集及び処理 4 被災地の清掃及び消毒に関すること。 5 防疫、毒劇物対策に関すること。 6 飼育動物の保護に関すること。 7 他の部等応援に関すること。	環境保全課ごみ減量推課
チーム【長まち対策チ	都市整備部	都市計画班 【班長】 都市計画課長	1 都市対策の総合調整及び他班に属しない事務 2 危険箇所の緊急パトロール・対応 3 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定及びこれに 必要な業務 4 市営住宅の点検、整備、復旧に関すること。 5 応急仮設住宅の建設、供給及び管理に関すること。 6 災害復興に係る都市計画 7 その他災害復旧に係る建築関連工事 8 他の部班へ応援に関すること。	都市計画課 住宅課 建築指導課 用地課
1 4	6.【都市整備部長	道路管理班 【班長】 道路建設課長	1 道路、橋梁等の被害調査、整備及び復旧 2 道路の障害物除去及び応急復旧に関すること。 3 応急災害対策資器材の備蓄及び調達に関すること。 4 がれき処理に関すること。 5 市建災防協会、設事業者等に対する協力要請に関こと。 6 その他災害復旧に係る土木関連工事 7 他の部班へ応援に関すること。	道路建設課 道路管理課
]	下水道班 【班長】 下水道課長	1 下水道施設・備の点検、整備及び復旧 2 河川及び水路の応急復旧に関すること。 3 下水道工事業者等に対する協力要請に関すること。 4 都下水道局との連絡調整 5 他の部等へ応援に関すること。	下水道課

第3節 情報収集•連絡体制

内容作成中

第4節 業務内容と役割分担

内容作成中

第5節 協力・支援(受援)体制

内容作成中

第3章 計画条件

第1節 被害想定

1 地震

東京都が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月公表)」または「西東京市地域防災計画(平成31年修正)」によると、市全区域で東京湾北部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震が震度6弱、市南西部で多摩直下地震が震度6強の4つの地震が想定された。4地震のうち、本市に係る被害は、「多摩直下地震M7.3」において最も甚大になる。したがって、本計画は「多摩直下地震M7.3」を前提として、被害想定と施策内容等を検討する。

なお、「多摩直下地震M7.3」のケース(冬 18 時、風速 8m/s)が発生した際、被害想定が最も大きくなるため、本数値を採用する。

本計画における想定地震及び被害想定(建物被害、避難者数)は次に示す。

項目 想定地震 多摩直下地震 種類 東京湾北部地震 元禄型関東地震 立川断層帯地震 (プレート境界多摩地震) 東京湾北部 東京都多摩地域 神奈川県西部 東京都多摩地域 震源 規模 M7.3M7.3M8.2M7.4震度 6弱 6強 6弱 6弱 震源の深さ 約 20km~35km 約 20km~35km 約 0km~30km 約 2km~20km

表 3-1 想定地震

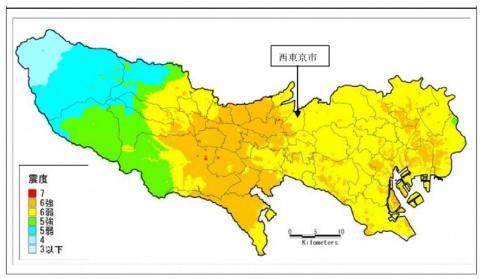
※資料:東京都地域防災計画(平成 26 年修正)

※マグニチュード(以下「M」と表記する。)

表 3-2 本市における震度別面積率

種 類	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震度5強	0.1%	_	_	0.1%
震度6弱	99.9%	72.0%	100%	97.4%
震度6強	_	28.0%	_	2.5%

※資料:西東京市地域防災計画(平成31年修正)



出典:「首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月)」

図 3-1 多摩直下地震 (M7.3)

表 3-3 被害想定(建物被害)

建設被害(棟)	全壊				半壊			焼失	
想定条件	揺れ	液状化	急傾斜 地崩壊	計	揺れ	液状化	急傾斜 地崩壊	計	火災
多摩直下地震(M7.3) (冬18時、風速8m/s)	830	0	1	831	3,706	4	2	3,712	681

※資料:西東京市地域防災計画(平成31年修正)

表 3-4 被害想定(避難者数)

避難者数(人) 想定条件	避難人口	避難生活者数	疎開者人口
多摩直下地震(M7.3) (冬18時、風速8m/s)	41,099	26,714	14,385

※資料:西東京市地域防災計画(平成31年修正)

2 風水害

風水害については、1958 年 9 月の狩野川台風による新川及び石神井川流域、1965 年 9 月の台 風 17 号による石神井川流域での浸水被害があげられる。

西東京市で風水害を考慮するに当たり、「石神井川及び白子川流域」及び「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」の2つの浸水予想区域の影響がある。その中でも、石神井川及び白子川流域予想区域の範囲が広く被害が甚大となる。したがって、本計画は、石神井川及び白子川流域浸水予想区域図を前提に、被害想定の対象とする。

表 3-5 想定風水害

災領種別		作成元	想定	浸水深さ
風		都市型水害対策連絡会 (石神井川、白子川流域)	•時間最大雨量:153mm	0.1~0.5m 0.5~1.0m 1.0~3.0m(沿川)
水 害		都市型水害対策連絡会 (黒目川、落合川、柳瀬 川、空堀川及び奈良橋川 流域)	7.3.3.5.5.1.1113	0.1~0.5m 0.5~1.0m 1.0~3.0m(沿川)

資料: 浸水予想区域図(東京都)



図 3-2 石神井川及び白子川流域浸水予測区域図

表 3-6 被害想定

•		_	
被害想定 想定条件	浸水深50cm以上 の住家棟数	住居系面積	住居系総延床面積
石神井川及び白子川流域予想区域図	17,780棟	約704,683m²	約1,680,273m ²

※資料:その他風水害の対応に必要な事項(西東京市、手持資料9)

※浸水深50cm以上:床上浸水

第2節 災害廃棄物の種類

対象とする災害廃棄物については、地震災害、風水害によって発生する廃棄物とする。災害 廃棄物の種類を次に示す。

表 3-7 災害廃棄物の種類

	種 類	概要
生活	ごみ	家庭から排出される生活に伴うごみ
避難	所ごみ (別紙2参照)	避難所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有価物等
し尿		仮設トイレ等からのくみ取りし尿等
	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等 が混在した可燃系廃棄物
	不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かな コンクリートや木くず、プラスチッ ク、ガラス、土砂等が混在した廃棄物
災害廃棄物	木くず	柱・はり・壁材等の廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリート ブロック、アスファルトくず等

	種類	概要	
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	
	廃家電 (テレビ・洗濯 機・エアコン・冷蔵 庫)	被災家屋から排出される家電4品目 (テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エア コン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害によ り被害を受け使用できなくなったも の	
	小型家電/その他家 電	被災家屋から排出される家電4品目 以外のその他の家電製品及び小型家 電等で、災害により被害を受け使用で きなくなったもの	
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、 食品や水産加工工場や飼肥料工場等 から発生する原料及び製品等	
災害廃棄物	有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等	
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなく なった自動車、自動二輪、原付自転車。 ただし、処理するためには所有者の意 思確認が必要となる。仮置場等での保 管方法や期間について警察等と協議 する。	
	その他、適正処理が 困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の市の施設では 処理が困難なもの、石こうボード、混 合された廃棄物等	

第3節 災害廃棄物量の推計

災害廃棄物発生量については、東京都が策定している「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月公表)または「西東京市地域防災計画」(平成31年修正)に基づき、多摩直下地震(冬18時、風速8m/s)により推計された市全体の災害廃棄物発生量(28万t)を採用する。

風水害廃棄物量については、西東京市「その他風水害の対応に必要な事項」に基づき、水害 廃棄物量が想定されたが、地震被害と比べて一般的に災害廃棄物発生量が少ないことから、本 計画では地震による災害廃棄物量を想定する。

1 地震廃棄物量

本市の災害廃棄物発生量は最大約 28 万 t と想定され、災害廃棄物の種類別の発生量を次に示す。

表 3-8 災害廃棄物の種類別発生量の推計方法

災害廃棄物の種類別の発生量(t)=災害廃棄物の発生量の合計(t)×組成割合(%)

資料:災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】(環境省、平成 31 年 4 月 1 日改定)

表 3-9 東日本大震災(岩手県、宮城県)における災害廃棄物の組成

項目	割合		
柱角材	4%	20%	
可燃物	16%	20 /0	
不燃物	30%		
コンクリートがら	43%	80%	
金属くず	3%	OU 70	
その他	4%		
合計	100%	100%	

表 3-10 災害廃棄物の種類別発生量の推計結果

(単位:万t)

項目	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	その他	合計
災害廃棄物量	1. 12	4. 48	8. 40	12.04	0.84	1. 12	28

2 風水害廃棄物量

本市の風水害廃棄物発生量は、「水害の被害指標分析の手引(H25 試行版)」(国土交通省 水管理・国土保全局、平成 25 年 7 月)を参考とすると、浸水深 50cm 以上の住宅棟数に 1 棟当たりの廃棄物量(3.49t/棟)を乗じ推計します。風水害廃棄物量の推計方法と結果を次に示す。

表 3-11 風水害廃棄物量の推計方法

風水害廃棄物量(t) = 浸水深 50 cm以上の住家棟数(棟) × 1 棟当たり 3.49 t

資料:「水害の被害指標分析の手引(H25 試行版)平成25年7月」(国土交通省 水管理・国土保全局)

表 3-12 風水害廃棄物量の推計結果

被害想定	浸水深50cm以上	1棟当たり廃棄物量	廃棄物量
想定条件	の住家棟数(棟)	(t/棟)	(t)
石神井川及び白子川流域予想区域図	17,780	3.49	62,054

※資料:その他風水害の対応に必要な事項(西東京市、手持資料9)

※浸水深50cm以上:床上浸水



※見やすい図があれば差し替える予定 図 3-3 町丁目別水害廃棄物量発生量

3 避難所ごみ量

「西東京市地域防災計画」では、本市の避難者数は 41,099 人と想定されており、その内 26,714 人が一時的に避難所で生活することを想定している。避難所で発生した避難所ごみ量は避難所で生活する人数に 1 人 1 日当たりのごみ排出量を乗じて推計する。避難所ごみ量の推計方法と結果を次に示す。

表 3-13 避難所ごみ量の推計方法

避難所ごみ量 = 避難者数(人)×1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)

資料:災害廃棄物対策指針 技術資料 (環境省、令和2年3月31日改定)

表 3-14 令和2年度のごみ排出量

項目	R2実績値
人口(10月1日時点)(人)	205,907
総排出量(t)	51,742
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	688

表 3-15 避難所ごみ発生量の推計結果

項目	避難人口 (人)	1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	避難所ごみ量 (t/日)
西東京市	26,714	688	18.4

第4節 災害廃棄物の処理可能量

1 施設概要

本市における既存のごみ処理施設の概要を次に示す。

表 3-16 ごみ焼却処理施設の概要

区 分	内容		
施設名称	柳泉園クリーンポート		
所在地	東久留米市下里 4-3-10		
建設年月	着工:平成9年7月		
建议平月	竣工:平成13年12月(平成12年11月より稼動)		
炉型式	全連続燃焼式		
焼却方式	ストーカ方式		
処理能力(基数)	315t/日 (105t/日×3 基)		
総事業費	14, 400, 183 千円		
余熱利用施設	室内プール、浴場施設		
建築面積	工場棟:約6,496 m² 管理棟:約978 m²		
延床面積	工場棟:約20,698 m² 管理棟:約2,939 m²		
煙突高さ	100m		
発電設備	蒸気タービン方式 (最大 6,000kW)		
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧+バグフィルタ+脱硝反応塔		

表 3-17 粗大ごみ処理施設の概要

区分	内容
施設名称	粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
	着工:昭和48年11月 竣工:昭和50年3月
建設年月	改造(破砕装置):昭和58年12月~昭和59年3月
	改造(クレーン及びピット):昭和60年9月〜昭和61年 2月
破砕型式	竪型リンググラインダ式破砕機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破砕鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破砕機、サイクロン選別機、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費(破砕装置)	149,900 千円
改造費 (クレーン及びピット)	123,000 千円
建築面積	約 387 ㎡
延床面積	約 586 m²

表 3-18 リサイクルセンターの概要

区 分	内容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工:平成4年12月 竣工:平成5年10月
処理能力	65t/5h(缶:10t/5h、びん:15t/5h、古紙・古布類 40t/5h)
処理対象	缶、びん、古紙・古布類
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、 古紙圧縮梱包機、カレット選別装備(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560 m²
延床面積	約 2, 690 m²

2 処理可能量

本市のごみ処理は、柳泉園組合の焼却処理施設(クリーンポート)、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターにて処理している。

各処理施設の処理可能量は、災害廃棄物対策指針の技術資料(平成 31 年 4 月 1 日改定)に示される方法により算出できる。ここで、年間処理能力(t/年)とは、施設が一年間に処理することのできるごみ量を示し、処理可能量(t/年)とは、災害廃棄物を処理できる量として下記の式で定義される量である。

各処理施設の処理可能量の推計方法及び結果を次に示す。

表 3-19 廃棄物処理施設の処理可能量の推計方法

処理可能量=年間処理能力 - 年間処理量(実績)

= 日処理能力×年間稼働日数 - 年間処理量(実績)

出典:災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-4】(環境省、平成31年4月1日改定)



図 3-4 廃棄物処理施設の処理可能量の算出方法

表 3-20 処理可能量の推計結果

【大規模災害時:柳泉園組合全体】

17 C/96 DC/2								
施設名		日処理能力	稼働日数	処理能力	R2処理実績	処)	
		(t/目)	(日/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(2年間)	(3年間)
		1	2	3=1×2	4	5=4-3	⑤×2年	⑤×3年
焼却	焼却処理施設(クリーンポート)	315	355	111,830	70, 169	41, 660	83, 320	124, 980
破砕・選別	粗大ごみ処理施設	50	246	12, 300	9, 030	3, 270	6, 540	9, 810
似伴 瑟加	リサイクルセンター	65	260	16, 900	5, 505	11, 400	22, 800	34, 200
合計		430	=	141,030	84, 704	56, 330	112,660	168, 990

※稼働日数:「令和元年度 事務報告書」(柳泉園組合)により

※処理実績:「令和2年度 搬入量処理内訳月報年報」(柳泉園組合)により

※処理可能量は、本市の災害廃棄物量に基づき算定したものであり、清瀬市、東久留米市の災害 廃棄物量を踏まえ内容を見直しする。

3 仮設中間処理施設の必要性

大規模災害発生後、本市における災害廃棄物発生量は最大約 28 万 t、その内、焼却処理が必要な量 $5.6\,\mathrm{D}$ t に対して、柳泉園組合施設の焼却処理可能量は $12.5\,\mathrm{D}$ t であり、十分処理できると想定される。破砕・選別処理が必要な量 $22.4\,\mathrm{D}$ t に対して、柳泉園組合施設の破砕・選別処理可能量は $4.4\,\mathrm{D}$ t であり、約 $18\,\mathrm{D}$ t 不足すると想定される。そのため、仮設破砕・選別処理施設の開設が必要と考えられる。

なお、処理に際しては、他の自治体との調整を図ることとする。

表 3-21 仮設中間処理施設の必要性

	項目	災害廃棄物 発生量 (万 t)	処理 可能量 (万 t /年)	残り量 (万 t)	仮設施設 の必要性
	柱角材	1. 12	(2) (7-4)	(/3 (/	
焼却	可燃物	4. 48	12. 50	-6. 90	不要
	不燃	8.40		18. 00)/ #F
71+74 \22 D1	コンクリートがら	12.04	4 40		
破砕・選別	金属くず	0.84	4. 40		必要
	その他	1. 12			
	合計	28.0	16. 90	11. 10	_

第4章 仮置場の開設

第1節 仮置場の役割

災害発生時には、災害規模に応じて、住民仮置場や一次仮置場、二次仮置場の設置が必要となる。発災直後においては、災害廃棄物を一時的に住民仮置場に集積する。集積した災害廃棄物及び被災地域で発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入し、粗選別後に保管する。一次仮置場で保管した災害廃棄物を廃棄物の種類ごとに、直接あるいは二次仮置場で焼却処理、破砕・選別処理した後に受け入れ先へ搬出する。

仮置場の役割のイメージを図4-1、仮置場の種類を表4-2に示す。



出典: 災害廃棄物に関する研修ガイドブック(国立研究開発法人国立環境研究所、平成 29 年 3 月)一部修正・加筆 図 4-1 仮置場の役割(イメージ)

表 4-1 仮置場の種類

公 寸 Ⅰ						
呼称	役割	写 真				
/集積所	・個人の生活環境、空間の確保、復旧のため、被災者が被災家 屋等から搬出した災害廃棄物を一時的に集積する住民や自 治会が設置・管理する。 ・住宅地や道路に面して設置される可能性が高いため、生活環 境への影響や交通の支障にならないよう注意を促す必要が ある。					
一次仮置場	・集積所や解体現場等から搬入された災害廃棄物を分別し、一定期間保管する本市が設置・管理する。 ・可能な限り被災者の生活場所に近い場所、ある程度広さがある場所、パッカー車やダンプトラック等の出入が容易な場所(被災地内の公園や空地、グラウンド等)に設置する。 ・公有地から、庁内関係所管課との利用調整を図った上で選定する場所。	アックス 類 チェ				
二次仮置場	・一次仮置場での分別が不十分な場合等に、一時的な保管及び中間処理(破砕・選別・焼却)を行う本市が設置・管理する。本市単独での処理が困難の場合、都内外の自治体の協力により、広域的な処理を求める。 ・災害廃棄物の推計排出量、解体撤去作業の進行、仮設施設の処理能力等を勘案して、一次仮置場よりも広い十分な容量を持つ場所(公園やグラウンド等)に設置する。					

第2節 仮置場の選定

仮置場の選定・開設は、清掃班、総務班が協力し、実施主体となる。仮置場の運営・管理は、 清掃班が担当となる。

仮置場候補地の選定手順を次に示す。

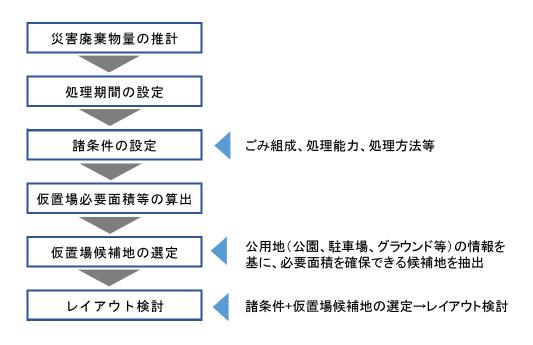


図 4-2 仮置場選定の検討手順

表 4-2 仮置場候補地絞込みの手順

段階	方 法	内 容	
第1段階: 候補地の抽出	法律・条例の規制及び 規制以外の諸条件によ る抽出	本市全域の空地等から、法律・条例により土地利用 が規制されていない区域や土地を抽出する。 なお、規制がなくても、本市の施策との整合性、自 然環境、防災等の諸条件から除くべき区域は対象外 とする。	
第2段階: 候補地の絞込 み	面積、地形等の物理的 条件による絞込み	第1段階で抽出された候補地から、必要な面積を確保できる等の物理的条件、地形、地盤、形状、現状の土地利用等も配慮して絞込む。	
選定結果(例)	・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地・長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ)・二次災害や環境、基幹産業への影響が小さい地域等・仮設住宅等他の土地利用のニーズの有無		

第3節 仮置場の必要面積

1 仮置場の必要面積

- 一次仮置場は、本市が設置する。
- 一次仮置場の必要面積の算出方法と結果を次に示す。この算出方法は、1年程度で全ての災害廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。また処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提としている。

表 4-3 一次仮置場必要面積の推計方法

必要面積 $(m^2) = ① ÷ ② ÷ ③ × (1 + ④)$

①集積量(t): 災害廃棄物発生量-⑤年間処理量 ②見かけ比重(t/m³): 可燃物 0.4t/m³、不燃物 1.1t/m³

③積上げ高さ (m) :5m 以下 ④作業スペース割合 :100%

⑤年間処理量(t/年): 災害廃棄物発生量÷処理期間(3年)

出典:災害廃棄物対策指針 技術資料【技 18-2】(環境省、平成 31 年 4 月 1 日改定)

項目 単位 柱角材 可燃物 不燃物 コンクリートがら 金属 その他 合計 災害廃棄物量 11,200 44,800 84,000 120,400 8,400 11,200 280,000 t 年間処理量 3,740 14,940 28,000 40,140 2,800 3,740 93,360 t 集積量 t 7,460 29,860 56,000 80,260 5,600 7,460 186,640 体積 m^3 18,650 74,650 50,910 72,970 5,100 6,790 229,070 必要面積 7,460 29,860 20,370 29,190 2,040 2,720 91,640

表 4-4 一次仮置場必要面積の推計結果

二次仮置場面積は、本市の災害廃棄物量及び、清瀬市、東久留米市の災害廃棄物量を踏まえ 内容を検討する。

2 仮置場の候補地

本市では、一次仮置場候補地の面積は●、二次仮置場候補地の面積は●とする。

3 仮置場のレイアウト

- 一次仮置場は、災害廃棄物を保管するだけでなく、その後の処理、資源化、処分等の各工程 を考慮し廃棄物の品目ごとに区分して仮置きできる場所を設置する必要がある。
- 二次仮置場は、処理の流れを考慮して、受け入れた災害廃棄物の保管場所、仮設処理施設の配置、処理後の回収物の保管場所を配置する必要がある。
- 一次仮置場、二次仮置場の配置例を次に示す。ただし、確保した一次仮置場の広さ、形状、 出入口の位置、災害廃棄物の量、性状、処理の内容等により異なる場合がある。

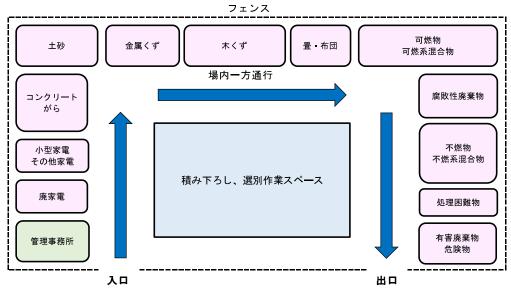


図 4-3 一次仮置場の配置(例)

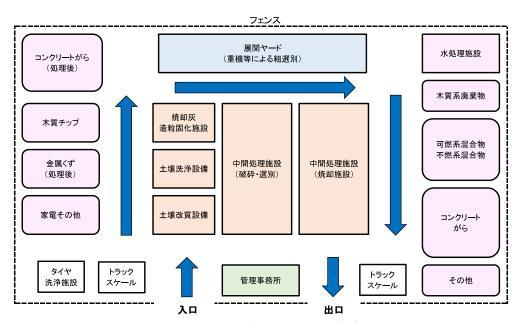


図 4-4 二次仮置場の配置(例)

第4節 仮置場の管理・運営

1 仮置場の管理・運営方法

仮置場の管理・運営方法を次に示す。

表 4-5 仮置場の管理・運営方法

項目	内 容		
交通整理	・仮置場に災害廃棄物を搬入する車両による交通渋滞が懸念されるため、仮置場への搬入経路を設定し周知を徹底する。 ・必要に応じ、誘導員による交通整理、搬入車両の誘導等の対応を行う。		
搬入路の整備	・搬入路については、大型車がアクセスできるコンクリート、アスファルト、 砂利舗装された道路(可能な限り幅 12m程度以上)を確保し、必要に応じ て地盤改良を行う。		
路盤整備	・仮置場の地盤について、特に土(農地を含む)の上に集積する場合、散水に伴う建設機械の作業性を確保するため、仮設用道路等に使う「敷鉄板」等を確保する。		
搬入・搬出管理	 ・災害廃棄物の作業効率の向上、不法投棄、不適正廃棄を防止するために、管理要員を配置し、搬入・搬出の管理を徹底する。(身分証、搬入申請書の提出ルール化等) ・受入時間、排出方法、場内の利用方法等について周知徹底する。時間外は搬入できないよう措置をする。必要に応じて巡回監視を行う。 ・災害廃棄物量の把握、処理コスト算出の根拠とするため、車両台数、概ねの搬入量、搬出量、処理量、資源化量等を記録し実績把握を行う。 		
安全管理	・作業員は、安全・衛生面に配慮した服装に加え、粉じんの飛散に備え、防じんマスク、めがね、手袋、安全靴等の着用を義務付ける。 ・場内は原則一方通行とし、渋滞や混乱を避ける。		
分別管理	・備品(案内版・立看板、シート等)の確保・備蓄を推進する。 ・種類ごとに区画を設け、見やすく、分かりやすい看板を設置、管理要員によ る誘導等により分別を徹底する。 ・現状復帰を視野に、処理の進捗を踏まえて区画の見直しを行う。		
火災予防	 ・発火、発熱防止の観点から、高さ5m以上積上げを行わない。 ・濡れた畳やマットレスを積上げて保管すると火災の原因になる可能性があるため、乾かしてから保管する。 ・スプレー缶やライター類は火気や可燃物のない風通しの良い場所でガス抜きを行った後、日陰で保管する。 ・鉛蓄電池(自動車、オートバイ等から発生)は火災発生の原因となることから、仮置場の山から取り除き別途保管する。重機で踏みつぶさないように注意する。 ・万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を2m以上設け、面積は200㎡以下とする。 ・可能な限り、消火用水や消火器を準備する。 		

2 仮置場の火災予防対策

災害時には、可燃性廃棄物の仮置場における火災予防対策を実施することが重要である。仮 置場の火災予防対策を次に示す。

表 4-6 仮置場の火災予防対策

仮置場の災予防対策

○【仮置場の設置】

仮置場に積上げられる可燃性廃棄物は、高さ 5m以下、一山あたりの設置面積を 200 ㎡ 以下にする。また、積上げられる山と山との離間距離は 2m以上とする。また、数週間に 1度は~放置しないようにする。

- ・堆積高さが5mを超過すると、「内部の発熱速度」>「表面からの放熱速度」となり、蓄熱が促進される危険性があるため。
- ・ 堆積高さ、設置面積、離間距離を適切に管理することで、火災発生時の消火活動が容易になるため。

○【重機】

・積上げられた山の上で作業する重機の活動範囲を日単位で変更する(毎日同じ場所に乗らない)。

○【危険物】

- ・ガスボンベ、ライター、灯油缶、バイク等の燃料を含む危険物と電化製品、バッテリー、 電池等の火花を散らす可能性のある廃棄物の混在を避ける。
- ・これらを含む可能性のある家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物を近接させない。
- ・スプレー缶やライター類は火気や可燃物のない風通しの良い場所でガス抜きを行った 後、日陰で保管する。
- ・鉛蓄電池(自動車、オートバイ等から発生)は火災発生の原因となるので、仮置場の山から取り除き、重機で踏みつぶさないように注意する。

○【降雨】

・降雨が繰り返されることによって、廃棄物層内の温度が上昇することが懸念されるため、 降雨が多い時期には特に注意を必要とする。

○【消火活動】

・万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、可能であれば消火用 水や消火器を準備する。

○【火災予防のモニタリング】

- ・最低でも1週間に1度程度は仮置場の山を巡回視察する。
- ・表層から 1m程度の深さの温度が摂氏 75 度を超過していたら危険信号。
- ・表層から 1m程度の深さの一酸化炭素濃度が 50ppm を超過していたら危険信号。
- ・堆積物から出てくる水蒸気が芳香系の揮発臭がある場合は危険信号。
- ・モニタリングは法肩部、小段部分を重点的に調査する。

参考:災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-14-7】(平成 26 年 3 月、環境省)より作成

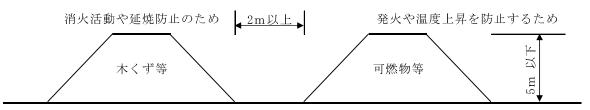


図 4-5 仮置場の火災予防

第5節 環境対策、モニタリング、火災対策

災害時には、一時的に多量な建物を解体・撤去するほか、災害廃棄物の収集搬入・処理等が行われるため、一次仮置場及びごみ処理施設周辺の住民の生活環境への影響に配慮するとともに、労働災害を防止することを目的に、環境影響を把握し、環境保全対策及び環境モニタリングを実施する必要がある。

仮置場での環境モニタリングの実施(例)を次に示す。

表 4-7 仮置場での環境モニタリングの実施(例)

調査事項	調査項目		頻度
大気質	排ガス	ダイオキシン類	1回/年
		窒素酸化物 (NO _X)	6 回/年
		硫黄酸化物(SO _x)	
		塩化水素(HC1)	
		ばいじん	
	粉じん (一般粉じん)		1 回/月
	石綿 (特定粉じん)	作業ヤード	1回/月
		敷地境界	
騒音振動	騒音レベル		2 回/年
	振動レベル		
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数(臭気強度)		1 回/月
水質	水素イオン濃度(pH)		2 回/年
	浮遊物質量(SS)、濁度等		
	生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)		2 回/年
	有害物質		
	ダイオキシン類		
	全窒素 (T-N) 、全リン (T-P)		
その他	有害物質	1 回/900 m³	

第5章 災害廃棄物処理計画

第1節 災害廃棄物の処理の流れ

被災時においては、災害の規模(災害廃棄物の量)により処理の流れが異なる。

本計画では、災害廃棄物が少量の場合、災害廃棄物量が多く都、区市町村の支援を受けない と処理できない場合、より広域的に支援を受けないと処理できない場合に大別し、それぞれの 場合における災害廃棄物の処理の流れを次に示す。

1 災害の規模と処理の概要

災害の規模と処理の概要を次に示す。

衣 3-1 火青の焼候とた壁の焼安				
区 分	内 容			
小規模災害	災害廃棄物の発生が少量であり、組合の処理施設等で処理が可能な場合 を想定する。			
中規模災害	災害廃棄物量が多く組合の処理施設等だけでは処理が不可能で、都、区 市町村の支援等を受け処理を行う場合を想定する。			
大規模災害	膨大な量の災害廃棄物が発生し、都道府県の枠を超えた広域的な処理を 必要とする場合を想定する。			

表 5-1 災害の規模と処理の概要

2 災害の規模別処理フロー

(1) 小規模災害時

小規模災害時の処理の流れ(例)を次に示す。

小規模災害時は、市民が災害廃棄物を組合の処理施設へ搬入することを基本とする。



図 5-1 小規模災害時の処理の流れ (例)

(2) 中規模災害時

中規模災害時の処理の流れ(例)を次に示す。

中規模災害時は、市民が災害廃棄物を一次仮置場まで持込み、一次仮置場から処理施設までは市が運搬する。状況に応じて、協定を締結している自治体、民間事業者、区市町村に災害廃棄物の収集運搬や処理・処分を要請する。

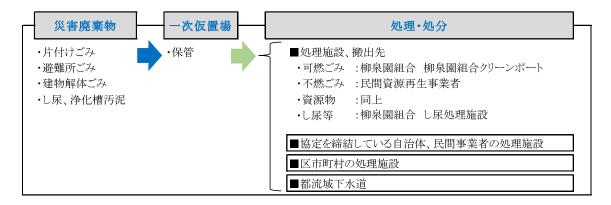


図 5-2 中規模災害時の処理の流れ(例)

(3) 大規模災害時

大規模災害時の処理の流れ(例)を次に示す。

大規模災害時は、市民が災害廃棄物を一次仮置場まで持込み、一次仮置場から処理施設までは市が運搬する。状況に応じて、協定を締結している自治体、民間事業者、区市町村に災害廃棄物の収集運搬や処理・処分を要請する。

また都内での処理のみでは早期の復旧・復興が困難と判断される場合、二次仮置場の確保、 仮設処理施設の設置、都外の自治体との広域処理について、都と調整し方針を定める

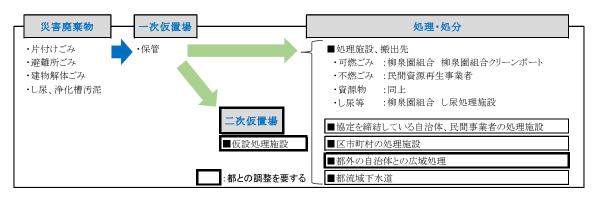


図 5-3 大規模災害時の処理の流れ (例)

第2節 災害廃棄物の処理・処分方法

1 災害廃棄物の種類別処理フロー

災害廃棄物の種類別処理フロー(例)を次に示す。

災害発生時においても資源の有効活用の観点から、災害廃棄物の再生利用を極力実施する。 そのため、一次仮置場における分別排出の徹底、種類ごとの保管を行うとともに、二次仮置 場においては破砕・選別処理を行うなど資源物の回収を推進する。

災害時の生活系ごみ、事業系ごみ及び避難所ごみは、可能な限り平時と同様に分別収集及び 処理を行うものとする。

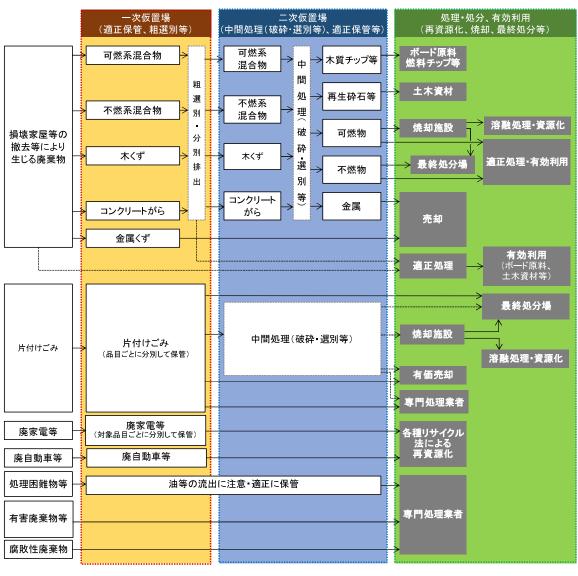


図 5-4 災害廃棄物の種類別処理フロー (例)

2 処理スケジュール

発災後の時期及び概略処理スケジュールを次に示す。

表 5-2 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の把握、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
災害応急対	応急対応期 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	~3 週間程度
応	応急対応期 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	~3ヵ月程度
復旧・	·復興期	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な 処理の期間)	~3 年程度

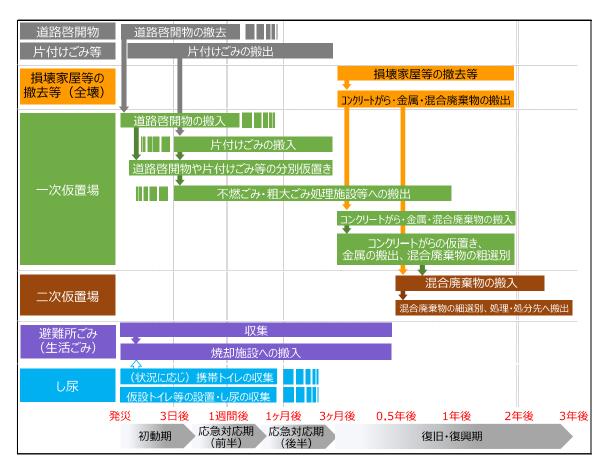


図 5-5 災害廃棄物の概略処理スケジュール

3 処理の優先順位(腐敗性廃棄物)

災害発生時は、一時的なごみ量の増加、避難所ごみへの対応等により、収集運搬車両が不足することが見込まれる。そのため、処理の優先順位を定めて効率的な収集運搬、処理を実施する必要がある。

ごみの特性を踏まえ、処理の優先順位を次のように定める。

表 5-3 生活ごみ、避難所ごみの処理の優先順位

優先順位	ごみの種類	留意事項	管理、処理方法
高	感染性廃棄物	医療行為に伴い発生する廃棄物、注 射針、血の付着したガーゼ等の回収 方法や処理方法の詳細は関係機関 と調整し設定する。	専用容器に入れて分別保管 し、関係機関との調整結果を 踏まえ早急に処理する。
	簡易トイレ 携帯トイレの便袋	便は薬剤で固められており、衛生的 な保管が可能だが、感染や臭気の漏 洩も懸念される。	密閉して分別保管後、早急に 回収し焼却処理する。
	腐敗性廃棄物	生ごみは腐敗が早く、ハエ等の害虫 や悪臭の発生が懸念される。	指定袋に入れて分別保管し、 早急に回収し焼却処理する。
	可燃ごみ	紙ごみ、プラスチックごみ等は、衛 生面での優先度は低いが、発生量が 多いため、広い保管場所を要する。	指定袋に入れて分別保管し、 定期的に回収し焼却処理す る。
低	不燃ごみ 資源ごみ等	不燃ごみ、資源ごみについては保管 が可能であるため優先度は低い。収 集運搬体制が安定するまでの間は 保管し、安定後に回収を開始する。	分別して指定袋等に入れて保 管し、定期的に回収し処理す る。

4 損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)

災害時の損壊家屋等の解体・撤去は、所有者が実施する。

建物の解体・撤去の開始は発災3か月後、終了は3年以内を目標とする。

解体撤去を災害廃棄物処理の一環として本市が行う場合には、市内の建設・解体業者や東京都の協定に基づき支援を求め円滑に処理を推進する。

東日本大震災の際に示された、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」(平成23年3月25日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知)に基づき、損壊家屋等の解体・除去を行うこととする。災害時の損壊家屋等の解体・撤去の手順を図 5-6 に示す。

また、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」の概要を次に示す。

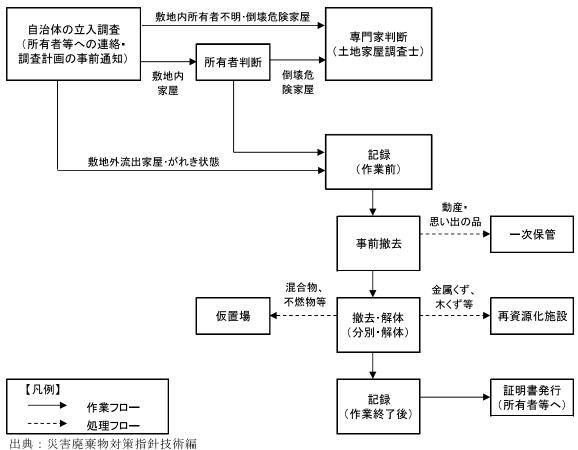


図 5-6 災害時の損壊家屋等の解体・撤去の手順

5 選別・処理・再資源化・最終処分

内容作成中

6 有害廃棄物・処理困難物

有害廃棄物や処理困難物等への対応を次に示す。

表 5-4 処理困難物等のへの対応

表 5-4 処理困難物等のへの対応					
種類	収集運搬	保管	処理・処分		
石膏ボード、スレー ト板等の建材	建物の解体・撤去時に、石綿 含有の有無で分別し、収集	石綿含有物は、仮置場以 外の保管場所にて保管 することが望ましいが、 困難な場合は、仮置場で 分別して保管 石綿含有物以外は、仮置 場内で分別して保管	産業廃棄物処理業者等に石綿 含有物は適正な処理を委託 それ以外は資源化処理を委託		
石綿含有廃棄物	建物の解体・撤去時に、廃石 綿等、石綿含有廃棄物に分別 し、飛散防止のため、フレコ ンバッグや荷台にシートを かぶせる等して運搬	原則、仮置場には搬入せず、直接廃石綿等の処分に係る許可のある中間処理施設か最終処分場に搬入 仮置場で保管する場合は、適切に梱包、ラベリングし保管する	産業廃棄物(飛散性のものは、 特別管理産業廃棄物)処理業者 に適正な処理を委託		
PCB 廃棄物	保管者が適正な許可を受け た収集運搬業者に収集を委 託	指定業者にて保管	保管者が濃度区分に応じて中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)、または無害化認定施設等に処理を委託		
感染性廃棄物	指定医療機関にて回収	専用の蓋付き容器等で 分別保管	産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業者に焼却・溶融、埋立等の処理委託		
有機溶媒(シンナー、 塗料、トリクロロエ チレン等)	販売店、メーカー、産業廃棄 物処理業者により回収	左記回収先にて対応	販売店、メーカー、産業廃棄物 処理業者に焼却等の処理委託		
農薬類	販売店、メーカー、産業廃棄 物処理業者により回収	左記回収先にて対応	販売店、メーカー、産業廃棄物 処理業者に中和・焼却等の処理 委託		
高圧ガスボンベ	販売店に返却依頼	販売店にて保管	販売店から通常の処理ルート により再利用又は資源化処理		
スプレー缶、カセッ ト式ガスボンベ	ガス抜きをして、平時と同様 に収集	仮置場内で、分別保管	平時の処理ルートにて、処理・ 処分		
消火器	販売店、メーカー、産業廃棄 物処理業者により回収	仮置場内で、分別保管	日本消火器工業会のリサイク ルシステムルートに処理委託		
ペンキ	販売店、メーカー、産業廃棄 物処理業者により回収	仮置場内で、分別保管	販売店、メーカー、産業廃棄物 処理業者に焼却等処理委託		
廃乾電池類	電気店、リサイクル協力店等 での拠点回収、平時の収集ル ートによる収集	仮置場内で、分別保管	平時の処理ルートによる破砕、 選別、再資源化処理		
廃蛍光灯(水銀含有 製品)	破損しているものは梱包・ラ ベリングし回収	破損しないようドラム 缶等で分別保管	平時の処理ルートにてその他 ごみとして最終処分		
鉱物油(ガソリン、 灯油、軽油、重油等)、 化学合成油(潤滑油 等)	購入店やガソリンスタンド、 産業廃棄物処理業者で回収	引取先にて保管	購入店やガソリンスタンド、産 業廃棄物処理業者に焼却や資 源化処理を委託		
CCA(クロム・銅・ヒ素 化合物系木材防腐 剤) 処理木材	建物の解体・撤去時に、CCA 処理の有無で分別し、収集	CCA 処理の有無で分別 保管	産業廃棄物処理業者に焼却や 埋立処分を委託		

7 思い出の品等

所有者等の個人にとって価値があると認められるもの(思い出の品)については、本市で保管し、可能な限り所有者に引渡す。

思い出の品等の取扱いの流れ及び思い出の品の取扱いルールを次に示す。

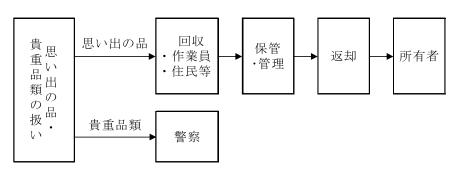


図 5-7 思い出の品等の取扱い流れ

表 5-5 思い出の品等の取扱いルール

項目	内 容
回収対象	・思い出の品:写真、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、位牌、手帳、PC、 HDD、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等 ・貴重品:財布、通帳、印鑑、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等
持主の確認方法	・公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	・災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。 ・住民・ボランティアの持込みによって回収する。 ※貴重品については、遺失物法に則り、回収後に発見場所、発見日時、発見者を明らかにしたうえで警察に届ける。また、所有者が明らかでない金庫、猟銃等の銃刀類は速やかに警察に連絡し引き取りを依頼する。
保管・管理方法	・泥や土が付着している場合は洗浄して保管・管理する。 ・発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成し保管・管理する。
運営方法	・地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	・閲覧・引き渡しの際には、地方紙や広報誌等で周知し、面会や郵送(本人確認が可能な場合)により、所有者本人に引渡すものとする。

第3節 処理施設対策

1 安全性確認及び補修整備

内容作成中

第4節 排出ルール

内容作成中

第5節 収集運搬体制

内容作成中

第6節 資機材(必要な施設や設備等の備え)

仮置場において、調達が必要となる資機材例を次に示す。

表 5-6 仮置場での必要な車両・機材(例)(1/3)

車両・機材の名称	写真	用途・特徴等
重機 フォーク付 バックホウ等		・廃棄物の粗分別、積上げ、搬出車両への積込みを行う・比較的大きなサイズの木くず、金属くず等の抜き取りを行う
運搬車両 (パッカー車・平ボ ディ車・ダンプ車 等)		・処理先への搬出を行う
破砕・選別機		・移動式または固定式の破砕機及び振動ふるい、回転式ふるい等を設置し、混合物の破砕・ 選別等の処理を行う
散水車	0000	・ 場内における粉じんの発生を防止するため、 搬出入道路や場内道路等に散水する

表 5-6 仮置場での必要な車両・機材(例)(2/3)

車両・機材の名称	写真	用途・特徴等
台貫(トラックスケ ール)		・ 災害廃棄物の搬入量や搬出量を計量する ・ 特に処理・処分先への搬出量は国庫補助金を 申請する上で必須の情報であるため、必ず計 量する。
飛散防止ネット		・ 廃棄物の飛散を防止するために設置する
敷鉄板・砂利等		・重機の作業や運搬車両の走行時のスタックを防止する・特に水はけが悪い土地は、雨天時にぬかるみが発生しやすいため、車両の走行や重機の稼働箇所には敷設が必要となる
(遮水)シート		・ (遮水) シートやブルーシート等を敷設し、 仮置場の水質汚染や土壌汚染を防止する ・ 仮置きした廃棄物にかぶせ、廃棄物の飛散を 防止する
案内板・立て看板		・ 運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分、場 内の配置などを表示するために設置する
仮囲い		・ 廃棄物の飛散や外部からの侵入(不法投棄、 盗難等)を防止するために設置する
出入口ゲート、チェ ーン、南京錠	Wile a canonia a C.T. Wile a C.T. Wile a canonia a C.T. Wile a C.T. Wi	・外部からの侵入(不法投棄、盗難等)を防止するために、仮置場出入口にゲートを設ける・ 夜間はゲートを閉めて施錠する

表 5-6 仮置場での必要な車両・機材(例)(3/3)

車両・機材の名称	写真	用途・特徴等
保護マスク、めがね 手袋安全(長)靴 耳栓		・アスベスト吸引防止のために保護マスクを装着する・安全対策(危険物対策等)のため、めがね、手袋などを装着して作業を行う
放熱管・温度計		・蓄熱による火災を防止するため、放熱管を設置して堆積物内部の熱を放熱する・温度計等を用いて堆積物の温度をモニタリングする
消臭剤		・ 臭気対策として必要に応じ、悪臭の発生源に 対して消臭剤等を散布する
殺鼠剤・殺虫剤・防 虫剤		・ 害虫対策として必要に応じ、害虫の発生源に 散布し、害獣や害虫を駆除する
管理棟		・管理事務、会議等を行うための建屋である ・必要に応じて緊急時に対応できる避難・誘導 設備、通信設備を配置する ・来場者や通勤者のための駐車場も併せて整 備する

第6章 し尿処理計画

第1節 し尿量の推計

1 し尿収集必要量

し尿については、上下水道施設等が被災することで、平時には下水道や浄化槽で処理されていたし尿も避難所等に設置する仮設トイレから発生することが想定される。

災害によるし尿収集必要量(し尿発生量)の推計方法を次に示す。

表 6-1 し尿収集必要量の推計方法

し尿収集必要量=災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量 $= (A+B) \times h$

A 仮設トイレ必要人数(人)

= A1 避難者数+A2 断水による仮設トイレ必要人数

A2 断水による仮設トイレ必要人数(人)

- =【水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)】×上水道機能支障率×1/2
- B 非水洗化区域し尿収集人口(人)
 - =汲取り人口-避難者数×(汲取り人口/総人口)
- h 1人1日平均排出量 1.7L/人・日

※資料:災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-3】(環境省、令和 2 年 3 月 31 日改定)

表 6-2 令和元年度の生活排水処理人口

項目		R1実績値
総人口(10月1日時点)	(人)	204, 658
水洗化人口	(人)	204, 480
公共下水道人口※2	(人)	200, 367
浄化槽人口 (合併)	(人)	0
浄化槽人口 (単独)	(人)	4, 113
非水洗化人口(汲み取り人口)	(人)	178

※資料:環境省一般廃棄物処理実態調査(令和元年度)

表 6-3 上水道機能支障率(断水率)

上水道	下水道
断水率	菅きょ被害率
43.2%	24.8%

※資料:東京都 道都直下地震等による東京の被害想定概要版 (平成24年4月) p153

表 6-4 し尿収集必要量の推計結果

項目	単位	本市
総人口	人	204, 658
避難者数	人	26, 714
し尿収集必要量	kL/日	46. 0

2 仮設トイレ必要基数

災害時、避難所に避難する住民に加え、断水により自宅の水洗便所が使用できない世帯の住民など必要に応じて、仮設トイレを設置する等の対策が必要と考えられることから、災害による仮設トイレ必要基数の推計を行った。

災害発生後の仮設トイレ必要基数推計の方法及び推計結果を次に示す。

なお、本市は災害用トイレの備蓄を進めている。

表 6-5 仮設トイレ必要基数推計の方法

 $Y = A \div B$

Y:仮設トイレ必要基数(基)

A:仮設トイレ必要人数(人)

A=災害時のし尿処理必要人数

B:仮設トイレ設置目安(人/基)

B=仮設トイレの容量 ÷ し尿の1人1日平均排出量 ÷ 収集計画

=400 (L/基) ÷ 1.7 (L/人・日) ÷ 3 (日) ≒ 78 (人/基)

・仮設トイレの平均的容量 : 400 L/基

・し尿の1人1日平均排出量: 1.7 L/人・日

・収集計画 : 3日に1回の収集

出典:災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-3】(環境省、令和2年3月31日改定)

表 6-6 仮設トイレ必要基数の推計結果

項目	単位	本市
①仮設トイレ必要人数	人	26, 869
②仮設トイレ設置目安	人/基	78
③仮設トイレ必要基数 (①÷②)	基	344

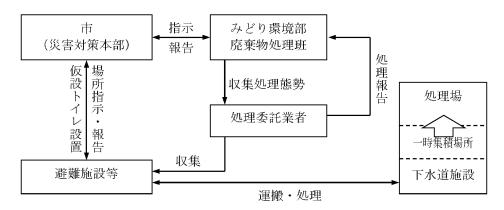
第2節 し尿の収集運搬体制

災害時に、避難所等から発生したし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬は、平時と同様に委託及び 許可業者により行うことを基本とする。

被災者や避難者の生活に支障が生じることのないよう、仮設トイレの設置場所及び設置基数 等に応じて、速やかに収集を行う。また、し尿・浄化槽汚泥等の収集頻度は3日間に1回を原 則とする。

収集運搬能力が不足する場合には、東京都や協定締結自治体、協定締結民間事業者等に協力を求め、し尿等の収集運搬体制を確保する。

収集運搬に際しては緊急輸送道路を通行する場合が想定されるため、緊急通行車両として必要な手続きを事前及び発災時に速やかに行うものとする。



資料:西東京市地域防災計画(資料編)

図 6-1 し尿収集・処理体制

第3節 し尿の処理・処分方法

1 処理施設

本市における既存のし尿処理施設の概要を次に示す。

内 容 区 施設名称 し尿処理施設 所在地 東久留米市下里4-3-10 建設年月 着工:平成7年6月 竣工:平成8年3月 種類 前処理脱水方式 処理能力 35 k@/日 処理対象 し尿及び浄化槽汚泥 前処理設備:破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 主要設備 脱水設備 : 脱水機 脱臭設備 :洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔 総事業費 576,800 千円

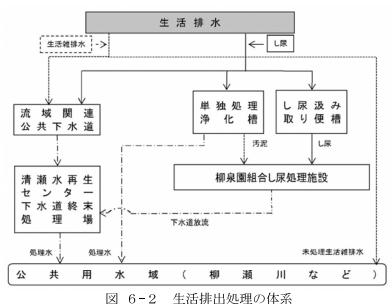
表 6-7 し尿処理施設の概要

2 処理方法

本市の生活排水処理の体系を次に示します。

災害際より発生したし尿及び浄化槽汚泥処理について、柳泉園組合し尿処理施設に搬入し、 施設内で処理した後、下水道に放流する。前処理工程から発生するし渣及び汚水処理工程から 発生する脱水汚泥は、できる限り同組合内のクリーンポートで焼却処理した後、エコセメント の原料として再利用されています。

生活雑排水は、公共下水道の生活排水処理施設で処理を行っています。また、し尿汲み取り 便槽、単独処理浄化槽等から発生する、し尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設で処 理を行っています。



生活排出処理の体系

第4節 仮設トイレ

1 仮設トイレの必要な基数

仮設トイレ必要基数の推計結果を次に示す。

表 6-8 仮設トイレ必要基数の推計結果(再掲)

項目	単位	本市
①仮設トイレ必要人数	人	26, 869
②仮設トイレ設置目安	人/基	78
③仮設トイレ必要基数 (①÷②)	基	344

2 仮設トイレ等の備蓄状況

仮設トイレ等の備蓄状況を次に示す。

表 6-9 仮設トイレ等の備蓄状況

(平成31年4月現在)

種 類	数 量	保管場所
簡易トイレ	1,070基	市内 27 小中学校、各防災備蓄倉庫
マンホールトイレ	88 か所	谷戸第二小学校 5か所 柳沢小学校 5か所 芝久保小学校 5か所 上向台小学校 5か所 中原小学校 5か所 田無第一中学校 5か所 田無第三中学校 5か所 田無第四中学校 5か所 西原総合教育施設 5か所 で書者総合支援センター 5か所 いこいの森公園 31か所 おおぞら公園 1か所 北宮の脇公園 3か所
使い捨て資材	300箱	(1箱に100個人)

3 仮設トイレの衛生管理

仮設トイレの設置・管理について次に示す。

表 6-10 仮設トイレの設置・管理

項目	大 6-10 仮蔵ドイレの設直・官座
块 日	
	・仮設トイレの設置場所
	・避難箇所数と避難人員
=n, ppg	・仮設トイレの種類別の必要数
設置	・支援地方公共団体等からの応援者、被災者捜索場所、トイレを使用できな
	い被災
	・協定締結自治体や民間事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制
	の確保
	・暗がりにならない場所に設置する
	・夜間照明を個室内・トイレまでの経路に設置する
安全性	・屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする ・トイレの固定、転倒防止を徹底する
	・個室は施錠可能なものとする
	・防犯ブザー、手すり等を設置する
	・仮設トイレは水洗式と非水洗式があるが、衛生面を考慮すると水洗式が望
	ましい。ただし、冬季は洗浄水凍結防止の不凍液が必要となる。
	・手洗い用の水を確保する。水が十分に確保できない状況では、手指の消毒
	液を設置する。
	・簡易トイレ(携帯トイレ)使用後は、衛生面から保管に留意が必要となる。
	清掃ルールを作り、きれいな使い方や消毒を徹底する。
衛生・快適性	・使用済みのトイレットペーパーを便槽に入れずにビニール袋等に分別する
	ことで汲取りが必要となるまでの期間を延ばすことができる。
	・感染症予防のために、下痢の方専用のトイレを設置する。
	・男性用小便器のみの仮設トイレを設置する。
	・トイレ専用の履物(屋内のみ)を用意する。
	・トイレの掃除用具や消臭剤、防虫剤を用意する。 ・暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施する。
	・トイレは男性用・女性用に分ける
	・子どもと一緒に入れるトイレを設置する
	・生理用品の処分用のゴミ箱を用意する
女性・子ども	・鏡や荷物を置くための棚やフックを設置する
	・オムツ替えスペース、子ども用便座等を設ける
	・トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する
	・和式と洋式をバランスよく配備する
	・使い勝手の良い場所に設置する
高齢者・障害者	・トイレまでの動線を確保し、トイレの段差を解消する
	・福祉避難スペース等にトイレを設置する
	・介助者も入れるトイレを確保する
外国人	・外国語の掲示物を用意する(トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等)
	・多目的トイレの設置
その他	・人口肛門、人口膀胱保有者のための装具交換スペースの確保
	・幼児用の補助便座を準備 等

第7章 実効性の確保

第1節 計画の見直し

本計画は「西東京市地域防災計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」の改定のほか、国が行う法整備や指針の改定、「東京都地域防災計画」、「東京都災害廃棄物処理計画」の見直し等、災害廃棄物処理に係る新たな課題や経験・知見を踏まえ、本計画の実効性を高めるため必要に応じ見直しを行う。

第2節 災害廃棄物処理事業の進捗管理

内容作成中

第3節 教育・訓練

災害廃棄物対策を迅速かつ円滑に行うための、職員の育成、人材の確保の方針を次に示す。

表 7-1 職員の育成、人材の確保の方針

項目	内 容
教 育	災害廃棄物処理計画の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、記載
	内容について、平時から職員に周知し、災害時に処理計画が有効に活用され
	るよう教育を継続的に行う。
	国、都が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加する。
	個別の業務マニュアルを作成し、計画で定めた一般廃棄物処理施設における
	災害時の分別、仮置場の設置、運営及び管理方法等について確認・対応力を
	向上させるため、ワーキンググループによる検討や訓練等を実施する。
訓練	被災状況を踏まえ、住民の生活環境の保全に最大限配慮しつつ、優先順位を
	つけて業務が進められるよう、研修会や訓練を行う。
	防災訓練等の機会を通じて、職員や自主防災組織等の住民が仮設トイレの組
	立てや運用手法を熟知できるよう努める。
	大規模災害時に退職者やボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に関われる
人材確保	よう、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先(一次仮置場)、保管方法等
	を迅速に説明できる体制を整える。

第4節 住民への啓発・広報

1 広報内容

災害時においては、通常と異なる排出・処理方法に対し住民から多くの問合わせがあると想 定されることから、表 7-2に示す情報を発信する。

表 7-2 広報の内容

衣 (-2 広報の内)谷		
項目	広報の内容について	
収集・分別方法	【生活ごみ】 ○収集方法 ・収集の開始時期、排出場所(集積所、仮置場) ・分別方法(分別区分) ○処理困難物の排出方法 【災害廃棄物等】 ○災害廃棄物等 ・敷地内での保管、収集、撤去に係る方法 ・分別方法(分別区分) ・取扱い上の注意、安全対策 ○処理困難物の排出方法 【し尿】 ・収集方法 ・仮設トイレの設置場所、使用方法等	
損壊家屋について	・解体、撤去に係る申請、方法、支援内容等 ・税法上の扱い、特例、補助金等	
仮置場について	・一次仮置場の場所、搬入時間、曜日等 ・一次仮置場の誘導路(場外、場内)、案内図、配置図 ・一次仮置場に持込んではいけないもの	
避難所でのルール	・避難所ごみの発生抑制、分別、排出方法 ・避難所ごみの集積所	
市への問合わせ	・問合わせ窓口の場所、連絡方法	
留意事項	○災害廃棄物であることの証明方法・住所記載の身分証明書、罹災証明書等○禁止事項・便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄、野焼き等	

2 広報・啓発手段

発災時には表 7-2 に挙げた内容を住民に知らせる手段が必要となる。また、迅速な分別の ためには、平時から災害廃棄物の収集方法等を住民に啓発するとともに周知を徹底する。住民 の広報・啓発は表 7-3 に示す手段を用いて行う。

表 7-3 広報・啓発の手段

情報伝達方法	内 容
デジタル媒体	市ホームページ、電話、防災行政無線、情報発信拠点(まちテナ西東京)、 安心安全メール等
アナログ媒体	広報誌、掲示板、回覧板、パンフレット、チラシ、ポスター(避難所、 電柱看板での掲示)等
マスメディア	ケーブルテレビ、FMラジオ、新聞、SNS(ツイッター)等
その他	広報車、防災行政無線を通じた広報、防災(避難)訓練

3 相談への対応

住民または被災者、その関係者から障害物の除去、災害廃棄物の収集運搬、処理、処分、家 屋の解体撤去等に関する相談・問合せ受付業務を実施する。

また、東京都及び関係機関と連携し、種々の相談に対し迅速かつ適切に対応する。相談において知りえた個人情報については必要最低限の限られた範囲での利用とし、データの流出防止等、情報管理の適切な措置を講ずる。

第5節 災害廃棄物処理事業費補助業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条において、「国は法令に定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。」となっている。

主な災害廃棄物に関する国庫補助金交付制度「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金」の内容を次に示す。本市では国の補助対象となる事業については必要な手続きを行い、補助金を財源として確保する。

表 7-4 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の概要

	衣 / - 4 火青寺廃果物処理争未負国単補助金り協安
区分	内 容
対象事業	・市町村が災害(暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害)その他の事由 (災害に起因しないが、海岸法(昭和31年法律第101号)第3条に定める海岸保全区域外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害)のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。 ・特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法 (昭和22年法律第118号)に基づく避難所の開設期間内のもの。
補助対象経費	・労務費 ・自動車、船舶、機械器具の借上料及び燃料費 ・機械器具の修繕費 ・し尿及びごみの処分に必要な薬品費 ・条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合のみ) ・家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費 ・し尿の汲み取り費用 等
対象となる廃棄物	 ・災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。 ・災害により便槽に流入した汚水維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外する。 ・特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。 ・災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物
対象外の事業	・地方自治法で定める指定都市または指定都市を含む一部事務組合や広域連合内の1市町村の事業に要する経費が80万円未満のもの。 ・指定都市を除く、市町村及び一部事務組合や広域連合内の1市町村の事業に要する経費が40万円未満のもの。 ・他の災害復旧事業で補助対象となった事業。 ・国土交通省所管の都市災害復旧事業として実施される堆積土砂排除事業。ただし、連携事業における環境省事業分については対象とする。 ・生活環境の保全上支障があると認め難いものや災害発生以前に不用品であったと認められるもの。 ・他の公共事業により排出された廃棄物や単純な土砂の処理に係るものであって、生活環境保全上の支障が認めがたいもの。 ・災害によって生じた廃棄物であることが写真等の資料により確認できないもの。 ・緊急に処理しなければ著しく支障があると認めがたいもの。 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、災害に伴う感染症発生予防、まんえん防止を目的として行われるねずみ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布。 ・海岸管理者が行う場合の漂着流木処理事業。 ・自衛隊等が無償で実施した解体、収集・運搬事業。 ・損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの。 ①港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業 ②官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの。 ③修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事 ④災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体工事 ⑤中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業(大企業)等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体工事

出典:災害関係業務事務処理マニュアル (環境省、令和3年2月改訂)

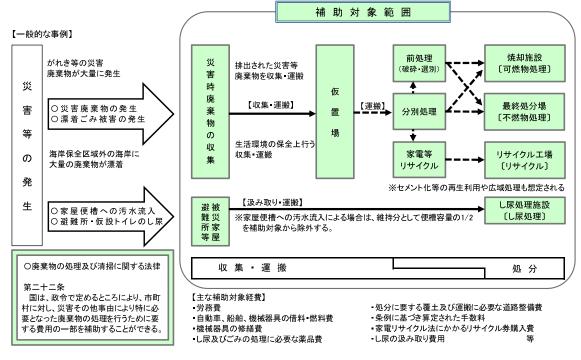


図 7-1 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の補助対象

補助金の交付方法は、「確定払い(精算払い)」、「概算払い(概算交付)」の 2 つの方法がある。 基本的には確定払いが原則となるが、災害規模・態様が甚大または深刻である場合、概算払いに よる方法を認める場合がある。それぞれの補助金の支払いまでの手順を図 7-2、図 7-3に示 す。補助金の交付にあたり、会計検査があるため、資料や写真等の記録を会計検査まで保管して おくものとする。

